文書番号

様式第２２号（第１７条関係）

１）

 様

 年 月 日

 　　 国頭村長 　　　　　　　　印

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条の１７第１項・児童福祉法第２４条の２６第１項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請者氏名 |  | 申請に係る児童氏名 |  |
| 支給の可否 | 可　　・　　　否 |
| 支給する | 支給期間 | 　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| モニタリング期間 |  |
| 支給しない | 支給しない理由 |  |

不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に国頭村長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、国頭村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、国頭村を被告として(訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

問い合わせ先　　　国頭村役場　福祉課　　住所　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名１２１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　0980-41-2765